北海道網走市錦町
二〇六番一
二〇四番一
ハ　次に掲げる土地に存する標柱二十号から二十四号までを順次結んだ線及び標柱二十四号と二十四号を昭和四十八年建設省告示第千三十五号で指定した同号二十九に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域
北海道網走市錦町
二〇四番一
二〇一番二
二〇一番一
十三号から十五号まで
十六号から十九号まで
二十号及び二十一号
二十二号
二十三号及び二十四号

○国土交通省告示第千六十一号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十七年十月十五日

国土交通大臣　石井　啓一

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

鯉下り川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域

岐阜県美濃加茂市三和町川浦
字少洞
二六四九番二　一号
二六四九番一　二号
二六四八番　三号
二六五二番　十号
三八六四番一　十一号
三八六五番　十二号
二六四八番三　十三号
二六四九番三　十四号
二六九九番二　七号
二六九二番　八号
二六八六番　九号
二六九九番二　七号
二〇一番二　八号
二〇一番一　十二号
二〇四番一　十三号
二〇六番一　十四号

ロ　次に掲げる土地に存する標柱七号から十四号までを順次結んだ線及び標柱七号と十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域

岐阜県美濃加茂市三和町川浦
字少洞
二六四九番二　一号
二六四九番一　二号
字道還ケ洞
三八九四番二　三号
三八九三番二　四号
三九〇一番一　五号
三九〇一番二　六号

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域

岐阜県美濃加茂市三和町川浦
字少洞
二六四九番二　一号
二六四九番一　二号
字道還ケ洞
三八九四番二　三号
三八九三番二　四号
三九〇一番一　五号
三九〇一番二　六号

ロ　次に掲げる土地に存する標柱七号から十四号までを順次結んだ線及び標柱七号と十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域

岐阜県美濃加茂市三和町川浦
字少洞
二六四九番二　七号
二六九二番　八号
二六八六番　九号
三八五二番　十号
三八六四番一　十一号
三八六五番　十二号
二六四八番三　十三号
二六四九番三　十四号
二六九九番二　七号
二〇一番二　八号
二〇一番一　十二号
二〇四番一　十三号
二〇六番一　十四号

(三)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

堂ケ洞上

(四)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を平成二十二年国土交通省告示第千三百八号で指定した土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

岐阜県高山市清見町三日町
字洞口　一六九六番二　一号
字堂ケ洞　二三六七番一　二号及び四号から九号まで
二三六六番一　三号

○海上保安庁告示第七十二号

航路標識の設置、廃止及び一時撤去について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十七年十月十五日

海上保安庁長官　佐藤　雄二

名称　備讃瀬戸北航路A灯標
位置
所在地　波節岩灯標（香川県丸亀市）の北東方約九〇〇メートル
北緯　三四―二一―〇五
東経　一三三―四三―一〇
廃止年月日　平成二十七年九月十九日

名称　備讃瀬戸北航路B灯標
位置
所在地　波節岩灯標（香川県丸亀市）の北東方約一・一キロメートル
北緯　三四―二一―〇八
東経　一三三―四三―二〇
廃止年月日　平成二十七年九月十九日

名称　備讃瀬戸北航路C灯標
位置
所在地　波節岩灯標（香川県丸亀市）の北東方約一・四キロメートル
北緯　三四―二一―一一
東経　一三三―四三―三〇
廃止年月日　平成二十七年九月十九日

名称　備讃瀬戸北航路D灯標
位置
所在地　波節岩灯標（香川県丸亀市）の北東方約一・六キロメートル
北緯　三四―二一―一四
東経　一三三―四三―三九
廃止年月日　平成二十七年九月十九日

名称　備讃瀬戸北航路E灯標
位置
所在地　波節岩灯標（香川県丸亀市）の東北東方約一・六キロメートル
北緯　三四―二一―〇七
東経　一三三―四三―四二
廃止年月日　平成二十七年九月二十日

名称　備讃瀬戸北航路F灯標
位置
所在地　波節岩灯標（香川県丸亀市）の東北東方約一・六キロメートル
北緯　三四―二〇―五九
東経　一三三―四三―四六
廃止年月日　平成二十七年九月二十日

名称　備讃瀬戸北航路G灯標
位置
所在地　波節岩灯標（香川県丸亀市）の東北東方約一・三キロメートル
北緯　三四―二〇―五六
東経　一三三―四三―三六
廃止年月日　平成二十七年九月十八日

名称　備讃瀬戸北航路H灯標
位置
所在地　波節岩灯標（香川県丸亀市）の東北東方約一・〇キロメートル
北緯　三四―二〇―五三
東経　一三三―四三―二六
廃止年月日　平成二十七年九月十八日

名称　備讃瀬戸北航路I灯標
位置
所在地　波節岩灯標（香川県丸亀市）の東北東方約七八〇メートル
北緯　三四―二〇―五〇
東経　一三三―四三―一六
廃止年月日　平成二十七年九月十八日

名称　備讃瀬戸北航路J灯標
位置
所在地　波節岩灯標（香川県丸亀市）の北東方約八一〇メートル
北緯　三四―二〇―五八
東経　一三三―四三―一三
廃止年月日　平成二十七年九月十八日

名称　千葉港東京ガスシーバース沖灯浮標
位置
所在地　千葉県千葉港（袖ケ浦東京ガスシーバース灯の北西方約一・〇キロメートル）
北緯　三五―二八―五八
東経　一三九―五七―四九
撤去年月日　平成二十七年九月二十五日
記事　一時変更

名称　千葉港幕張沖第一埋戻し区域A灯浮標
位置
所在地　千葉県千葉港千葉区（千葉灯標の北北西方約七・二キロメートル）
北緯　三五―三七―二七
東経　一四〇―〇〇―二二
塗色及び構造　黄色X形頭標一個付　黄色　やぐら形
灯質　単閃黄光　毎四秒に一閃光
光度　実効光度五四カンデラ
光達距離　四・五海里
点灯年月日　平成二十七年九月二十八日
記事　東京都港湾局管理

名称　千葉港幕張沖第一埋戻し区域B灯浮標
位置
所在地　千葉県千葉港千葉区（千葉灯標の北北西方約七・二キロメートル）
北緯　三五―三七―三一
東経　一四〇―〇〇―二七
塗色及び構造　黄色X形頭標一個付　黄色　やぐら形
灯質　単閃黄光　毎四秒に一閃光
光度　実効光度二一カンデラ
光達距離　三・〇海里
点灯年月日　平成二十七年九月二十九日
記事　東京都港湾局管理